

千歳市新型インフルエンザ対応マニュアル

平成21年12月

目 次

1 新型インフルエンザ対応マニュアル策定にあたり	1
2 新型インフルエンザ発生時の基本的な対応	2
3 ステージ区分ごとの対策	2
1) ステージⅠ	5
2) ステージⅡ	6
3) ステージⅢ	8
4) ステージⅣ	11
5) ステージⅤ	13
参考	15
別 表	16

1 新型インフルエンザ対応マニュアル策定にあたり

新型インフルエンザは一般的に極めて高い感染力を有しており、その流行規模を予測することは困難であると言われている。このため、新型インフルエンザがひとたび市内で発生した場合、小・中学校をはじめ、市役所本庁舎や公共施設など、日常的に多くの市民が集まる場所では感染リスクが高まるので、その危険性を少しでも低くするための対応が重要となる。

のことから当市は、平成17年12月に国が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」及び同年12月北海道が策定した「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ「千歳市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したが、新型インフルエンザ対策では、特に発生直後の対策をしっかり行いパンデミック(世界的大流行)になる時期をいかに遅らせ、市民の生活を確保するかが非常に重要であり、そのための事前の準備、対応が必要である。従って、各部が連携し、発生段階に応じた適切な感染防止対策を迅速かつ速やかに実施するため「千歳市新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定することとした。各部においてはこの対応マニュアルの方針に基づき、より具体的に内容を確認、実証、検討していくとともに、国や北海道の体制に応じて内容を隨時見直すなど、新型インフルエンザ対策の充実を図ることとする。

2 新型インフルエンザ発生時の基本的な対応

新型インフルエンザが発生した場合は、このマニュアルに基づいて行動するが、マニュアルに定めのないものについては危機管理マニュアルに定める所掌事務に基づき、市民の生命と健康を守り、安心を確保していくこととする。

なお、職員の健康状態等により、各部の業務遂行に支障をきたす場合は、各部の応援体制により対応するものとする。

3 ステージ区分ごとの対策

(国・道の分類と千歳市新型インフルエンザ対応行動計画のステージ設定の対応表は対応行動計画に記載)

●：対処、○：必要により対処

実施する対策	ステージ区分							主たる担当課 課名	連絡先電話番号		
	○	I	II	III			IV				
				①	②	③					
◆ 警戒本部・対策本部の設置・運営		○	○	●	●	●	●	総務部危機管理課	防災係 255		
◆ 住民への情報収集・提供								企画部広報広聴課 (総務部危機管理課) (保健福祉部健康推進課)	広報係 248		
● 広報活動 新型インフルエンザに関する最新情報や市の対応状況、感染予防策等をホームページや広報誌等を通じて周知する。	○	●	●	●	●	●	●				
● 相談窓口設置の広報		●	●	●	●	●	○				
● 医療機関の発熱外来の設置に関する広報				●	●	●	○				
◆ 相談窓口の設置 住民からの専門的な相談は、基本的には、保健所等に設けられる発熱相談センターが担うが、保健所は、新型インフルエンザの患者の搬送、入院措置、積極的疫学調査などの業務で多忙を極め、住民からの相談に十分応ずることができない事態も想定される。 そのため、混乱を回避し、住民の不安を解消するため、疾患に関する相談のみならず、生活相談や本市が実施している対応策についての質問に至るまで、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受けるため、道の発熱相談センターの設置に合わせ、相談窓口を設置する。		○	●	●	●	●	○	保健福祉部健康推進課	健康管理係 614		

実施する対策	ステージ区分							主たる担当課	
	O	I	II	III			IV	課名	連絡先電話番号
	①	②	③						
◆ 要支援者に対する支援									
● 支援を必要とする高齢者世帯、障害者世帯等の把握 新型インフルエンザの流行により、孤立化し生活に支障を来すおそれのある高齢者世帯、障害者世帯等を把握する。	●							保健福祉部福祉課・同高齢者支援課・同障がい者支援課	総務係 402 高齢福祉係 470 障がい福祉係 418
● 生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続の検討 まん延期（III②）における在宅の高齢者、障害者等への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続の検討を行う。	●								
● 生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施				●	●	●		保健福祉部福祉課	総務係 402
◆ 遺体の火葬・安置									
● 遺体安置のための施設の確保準備 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を進める。	○	○	●	●	●	●	●	市民環境部市民生活課	生活環境係 265
●火葬場の運営に関する調整			●	●	●	●			
◆ ワクチン接種体制整備 国及び道と協力し、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。	○	○	●	●	●	●	○	保健福祉部健康推進課	健康管理係 614
◆ 防疫体制の整備 国及び道と協力し、患者調査、患者居宅等の消毒、患者搬送等の体制を構築する。	○	○	●	●	●	●	●	保健福祉部健康推進課	健康管理係 614

実施する対策	ステージ区分							主たる担当課				
	〇	I	II	III ① ② ③			IV	課名	連絡先電話番号			
◆ 社会生活活動への要請	道が実施する対策と歩調を合わせ、次のような要請を行う											
◆ 行政機能の維持（公共施設、学校を含む）												
◆ 行政機能の維持（公共施設、学校を含む）	● 全職員に対する新型インフルエンザの研修の実施		○	●				総務部職員課 保健福祉部健康推進課	厚生係 239 健康管理係 614			
	● 職員の健康管理		●	●	●	●	●	総務部職員課	厚生係 239			
	● 感染防護具等の備蓄	自宅で療養する患者を見守るため等に必要な個人防護具の備蓄業務を継続するために必要な物品の備蓄管理	●	●	●	●	●	総務部危機管理課等 各施設管理担当課等	防災係 255			
	● 千歳市新型インフルエンザ業務継続計画に基づく対応		○	○	○	●	●	各部各課等				

1) ステージ0

- 目的
- ・発生に備えて体制の整備を行う。
 - ・国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。
- ◆ 警戒本部・対策本部の設置・運営
- 新型インフルエンザ患者発生に備え普段から情報収集に努める。
- ◆ 住民への情報収集・提供
- ・広報活動
- 1 普及・啓発の推進

新型インフルエンザが発生した際に市民がパニックに陥らないように、発生する前から新型インフルエンザの正しい知識に関する普及・啓発に努める。(保健福祉部健康推進課)
 - 2 新型インフルエンザリーフレットの配布

新型インフルエンザの基礎的知識を深めるためのリーフレット等を作成し、配布する。
配布方法は、広報への折込、市立小中学校、公共施設等において配布を行う。(企画部広報広聴課、保健福祉部健康推進課)
 - 3 通常のインフルエンザ対策の徹底

通常のインフルエンザの予防策である、「咳エチケット」や外出後の手洗いやうがいを日常的に行うよう啓発を行う。(保健福祉部健康推進課)
 - 4 家庭による備蓄

新型インフルエンザ発生時に不要不急の外出をしなくても生活ができるよう、各家庭で最低限(2週間程度)の食糧・日用品及びマスク等の備蓄をするように周知をする。(保健福祉部健康推進課)
- ◆ 要支援者に対する支援
- 1 支援を必要とする高齢者世帯、障害者世帯等の把握

新型インフルエンザの流行により、孤立し生活に支障を来すおそれのある高齢者世帯、障害者世帯等を普段から

把握しておく。(保健福祉部福祉課、同高齢者支援課、同障がい者支援課)

2 生活支援、搬送、死亡時の対応等の具体的手続の検討

まん延期(Ⅲ-②)における在宅の高齢者、障害者等への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等の具体的手続を新型インフルエンザ発生前に検討を行う。(保健福祉部福祉課、同高齢者支援課、同障がい者支援課)

◆ ワクチン接種体制整備

国がプレデミックワクチンを新型インフルエンザ発生前に接種及び接種の段階的拡大を実施することとなった場合、国、道と連携し、千歳医師会とともに、国のガイドラインに基づき、プレデミックワクチン(パンデミックワクチン含む)の接種対象者の把握と接種体制の検討、整備を行う。(保健福祉部健康推進課)

◆ 社会生活活動への要請

学校等で家きんを飼養している場合は、野鳥との接触を避けるとともに衛生管理(マスクの着用、手の消毒等)に心掛けるよう学校への周知徹底を図る。(教育部学校教育課)

◆ 行政機能の維持(公共施設、学校を含む)

- ・自宅で療養する患者調査、消毒、患者を見守る等のために必要な個人防護具(マスク等の個人を感染から守るために防護具)等の対策必要物品の備蓄及び管理を行う。(総務部危機管理課、保健福祉部健康推進課、消防本部警防課)
- ・業務を継続するために必要な物品の備蓄管理を行う。(各施設管理担当課等)

2) ステージI

目的
・ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。
・国内発生に備えて体制の整備を行う。

◆ 警戒本部・対策本部の設置・運営

海外での新型インフルエンザ発生により千歳市新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、「千歳市新型インフルエンザ警戒本部(注意配備)」を設置。新型インフルエンザ発生に備え情報の収集を行う。状況に応じ会議を開催し情報の共有化を図る。(総務部危機管理課)

◆ 住民への情報収集・提供

・広報活動

ホームページや広報等により、新型インフルエンザの海外の発生状況や最新の予防用具など感染予防に関するについて、情報の提供を行う。(保健福祉部健康推進課)

◆ 相談窓口の設置

道は、第一段階(海外発生期)において、患者の早期発見や感染拡大防止を目的とした発熱相談センターを千歳保健所に設置するが、発熱相談センターにおける対応状況や発生状況、規模等を勘案し、医師会等の関係機関とも協議の上、必要に応じ、市の相談窓口を設置し、市民からの電話相談に対応する。(保健福祉部健康推進課)

◆ 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の把握を行い、確保ができるよう準備を進める。(市民環境部市民生活課)

◆ ワクチン接種体制整備

国のプレデミックワクチン接種の決定により、国、道と連携し、千歳医師会とともに、国のガイドラインに基づき、プレデミックワクチンの接種を行う。パンデミックワクチンについても国のガイドラインに基づき接種を行う。(保健福祉部健康推進課)

◆ 防疫体制の整備

新型インフルエンザ患者又は疑い患者が発生した時には、道が、患者の行動調査・周囲への感染拡大防止・診断の確定と患者への入院勧告、接触者調査などを迅速に進めることとなるが、多数の患者が発生した場合には道からの疫学調査、消毒、患者搬送等の要請が想定されるため速やかに対応できる体制を整える。(保健福祉部健康推進課、消防本部)

警防課)

(1) 患者調査

患者調査については、道の指示のもと調査対象者の理解を得た上で（感染症法に基づく調査の必要性、移送、入院勧告、就業制限、経過観察、接触者管理、情報公開（報道など）の可能性など）、人権に配慮した対応を行う。調査班は保健師1名、事務1名の2名で構成する。

(2) 消毒

消毒を実施する場合には、患者からの感染予防のために必要なPPE（個人防護具：N95マスク、フェイスシールド又はゴーグル、手袋、ガウンなど）を装着し、道の指示により消毒を行う。消毒班は3名で構成する。

(3) 患者搬送

患者の移送は、消防を中心に関係機関と綿密な連携を取り、道の要請により対応する。搬送する時は、患者からの感染予防のために必要なPPE（個人防護具：N95マスク、フェイスシールド又はゴーグル、手袋、ガウンなど）を装着する。

◆ 社会生活活動への要請

学校等における感染防止策をとるとともに学校等との連絡体制や情報提供・共有の体制の整備を進める。（教育部学校教育課）

◆ 行政機能の維持（公共施設、学校を含む）

- ・職員に対し新型インフルエンザについて研修を行うとともに、発熱、咳に対する健康管理を徹底させる。（総務部職員課、保健福祉部健康推進課）
- ・業務を継続するために必要な物品の備蓄管理を行う。（各施設管理担当課等）
- ・市の行政機能の維持のため、千歳市新型インフルエンザ業務継続計画の内容確認を行う。必要に応じて隨時見直しを行う。（各部各課等）

3) **ステージⅡ**

目的　・国内での感染拡大をできる限り抑える。

◆ 警戒本部・対策本部の設置・運営

国内において新型インフルエンザが発生した場合は、千歳市新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、「千歳市新型インフルエンザ警戒本部」を注意配備から警戒配備に変更する。新型インフルエンザの発生状況などの情報収集を行い、状況に応じ会議を開催し、道内・市内発生に備え対処方法の確認を行う。ただし、道内で新型インフルエンザが発生したときは状況に応じ「千歳市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、対応を行う。また、北海道をはじめとする行政機関や医師会、警察、消防等の関係機関と情報の共有化を図り密に連絡をとる。（総務部危機管理課）

主な関係機関

関係機関名	電話番号
北海道石狩支庁	011-231-4111
北海道千歳保健所	0123-23-3175
千歳医師会	0123-24-3549
千歳警察署	0123-42-0110
北海道電力（株）千歳支社	0123-23-5101
北海道ガス（株）千歳支店	0123-26-8623

◆ 住民への情報収集・提供

国内、道内の発生状況や対策の内容について情報提供を行い、市民に対し注意喚起を行う。ホームページの内容についても随時更新を行う。（企画部広報広聴課、総務部危機管理課、保健福祉部健康推進課）

- ・市のホームページに情報を掲載する。
- ・市広報に掲載をする。
- ・緊急性がある場合は、防災行政無線を活用し、情報を提供する。
- ・車載スピーカー付き車両により外出自粛及び感染予防策を呼び掛ける。
- ・必要な情報を報道各社に提供する。

※ 新型インフルエンザ発生時の報道各社への情報提供は、企画部広報広聴課が市の窓口として行う。

◆ 相談窓口の設置

市民からの問い合わせに対応する電話相談等の窓口を千歳保健所と調整し設置し情報提供を行う。休校中の児童生徒の教育に関する相談や問い合わせについては、各学校及び教育委員会等において対応する。(保健福祉部健康推進課)

◆ 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の把握を行い、確保をする。また、火葬場の状況を確認し対応を検討する。(市民環境部市民生活課)

◆ ワクチン接種体制整備

引き続き国、道と連携し、千歳医師会とともに、国のガイドラインに基づき、プレデミックワクチン(パンデミックワクチン含む)の接種を行う。(保健福祉部健康推進課)

◆ 防疫体制の整備

道からの疫学調査、消毒、患者搬送等の要請に備え速やかに対応できる体制を整え、要請があった場合には調査、消毒、搬送等を行う。(保健福祉部健康推進課、消防本部警防課)

◆ 社会生活活動への要請

- ・市民に対し、可能な限り外出を控えるように要請する。(企画部広報広聴課)
- ・集会、興業等の主催者、施設等の管理者等に対し、活動を自粛するよう要請する。(企画部広報広聴課)
- ・学校の臨時休業、通所施設等の休業を要請する。また、汚染地域への旅行、行事等の自粛、延期を要請する。(教育部学校教育課)
- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい、手洗いをするよう勧奨する。(企画部広報広聴課、保健福祉部福祉課、産業振興部商業労働課、同観光振興課 同産業支援室企業振興課)
- ・事業所に対して、不要不急の活動の自粛を要請するとともに、新型インフルエンザの症状が認められる従業員等の出勤を停止し、受診するよう勧奨する。また社会機能の維持に関わる事業者に対しては、事業継続に向けた取り組みを要請する。(産業振興部商業労働課、同観光振興課 同産業支援室企業振興課)

- ・公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用励行の呼びかけや利用者間の接触機会を減らす措置を行うなど、感染防止対策を行うよう要請する。(市民環境部公共交通担当主幹)
 - ・警察には、社会秩序の維持と発生に伴う市民生活の不安によるパニック防止のため、パトロールの強化などを要請する。(市民環境部市民生活課)
- ◆ 行政機能の維持（公共施設、学校を含む）
- ・職員の発熱、咳に対する健康管理を徹底させる。(総務部職員課)
 - ・業務を継続するために必要な物品の備蓄管理を行うとともに必要に応じ物品を使用する。(各施設管理担当課等)
 - ・市の行政機能の維持のため、千歳市新型インフルエンザ業務継続計画に基づく対応の準備を行う。必要に応じて隨時見直しを行う。(各部各課等)

4) ステージⅢ

目的 ① 健康被害を最小限に抑える

② 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

◆ 警戒本部・対策本部の設置・運営

「千歳市新型インフルエンザ対策本部」としてそれぞれの段階に応じた対策を行う。(総務部危機管理課)

◆ 住民への情報収集・提供

引き続き国内、道内の発生状況や対策の内容について情報提供を行い、市民に対し注意喚起を行う。ホームページの内容についても隨時更新を行う。(企画部広報広聴課、総務部危機管理課、保健福祉部健康推進課)

◆ 相談窓口の設置

市民からの問い合わせに対応する電話相談等の窓口を千歳保健所と調整のうえ設置し、情報提供を行う。(保健福祉部健康推進課)

◆ 発熱外来の設置

新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者が、医療機関の受付、待合、外来病棟などで接触することによる感染拡大を防ぎ、発熱者、疑い患者とそれ以外の患者を別に診察するため、道との調整により医師会等の協力を得て、必要に応じ発熱外来を設置する。(保健福祉部健康推進課)

◆ 要支援者に対する支援

関係団体の協力を得ながら、在宅の要支援者に対する生活支援(見回り、食事の提供等)や搬送及び自宅で死亡した場合の対応を行う。(保健福祉部福祉課)

◆ 遺体の火葬・安置

一時的に遺体を安置できる施設等の確保及び火葬場の対応を行う。(市民環境部市民生活課)

◆ ワクチン接種体制整備

引き続き国、道と連携し、千歳医師会とともに、国のガイドラインに基づき、プレデミックワクチン(パンデミックワクチンを含む)の接種を行う。(保健福祉部健康推進課)

◆ 防疫体制の整備

道からの疫学調査、消毒、患者搬送等の要請により調査、消毒、搬送等を行う。(保健福祉部健康推進課、消防本部警防課)

◆ 社会生活活動への要請

- ・市民に対し、可能な限り外出を控えるように要請する。(企画部広報広聴課)
- ・集会、興業等の主催者、施設等の管理者等に対し、活動を自粛するよう要請する。(企画部広報広聴課)
- ・学校の臨時休業、通所施設等の休業を要請する。また、汚染地域への旅行、行事等の自粛、延期を要請する。(教育部学校教育課)
- ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい、手洗いをするよう勧奨する。(企画部広報広聴課、保健福祉部福祉課、産業振興部商業労働課、同観光振興課 同産業支援室企業振興課)
- ・事業所に対して、不要不急の活動の自粛を要請するとともに、新型インフルエンザの症状が認められる従業員等の出

勤を停止し、受診するよう勧奨する。また社会機能の維持に関わる事業者に対しては、事業継続に向けた取り組みを要請する。(産業振興部商業労働課、同観光振興課 同産業支援室企業振興課)

- ・公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用励行の呼びかけや利用者間の接触機会を減らす措置を行うなど、感染防止対策を行うよう要請する。(市民環境部公共交通担当主幹)
- ・警察には、社会秩序の維持と発生に伴う市民生活の不安によるパニック防止のため、パトロールの強化などを要請する。(市民環境部市民生活課)

※回復期には上記の社会生活活動への要請事項（感染拡大防止対策）を段階的に縮小する。

◆ 行政機能の維持（公共施設、学校を含む）

- ・職員の発熱、咳に対する健康管理を徹底させる。(総務部職員課)
- ・業務を継続するために必要な物品の備蓄管理を行うとともに必要に応じ物品を使用する。(各施設管理担当課等)
- ・市の行政機能の維持のため、千歳市新型インフルエンザ業務継続計画に基づき行動する。必要に応じて隨時見直しを行う。(各部各課等)

5) ステージIV

目的　・社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

◆ 警戒本部・対策本部の設置・運営

国、道の新型インフルエンザ対策本部の小康期に入った宣言により、各段階の対策について評価を行い必要に応じて行動計画、マニュアルの見直しを行う。(総務部危機管理課)

◆ 住民への情報収集・提供

流行の第2波に備えて引き続き国内、道内の発生状況や対策の内容について情報提供を行い、市民に対し注意喚起を行う。ホームページの内容についても隨時更新を行う。(企画部広報広聴課、総務部危機管理課、保健福祉部健康推進課)

- ◆ 相談窓口の設置
千歳保健所と調整し設置した電話相談等の窓口を、状況を見ながら縮小する。(保健福祉部健康推進課)
- ◆ 発熱外来の設置
道の要請により医療体制を新型インフルエンザ発生前の体制に戻し、発熱外来を縮小・中止する。不足している医療資機材、医薬品の確保を行う。(保健福祉部健康推進課)
- ◆ 遺体の火葬・安置
一時的な遺体安置施設等の及び火葬場の対応を状況を見ながら縮小する。(市民環境部市民生活課)
- ◆ ワクチン接種体制整備
引き続き国、道と連携し、千歳医師会とともに、国のガイドラインに基づき、プレデミックワクチン(パンデミックワクチン含む)の接種を行う。(保健福祉部健康推進課)
- ◆ 防疫体制の整備
道からの疫学調査、消毒、患者搬送等の要請により調査、消毒、搬送等を行う。道の要請により防疫体制を縮小していく。(保健福祉部健康推進課、消防本部警防課)
- ◆ 社会生活活動への要請
 - ・ 国、道と連携し、外出、集会等の自粛の解除、学校、通所施設等の再開について検討を行い周知をする。(企画部広報広聴課、教育部学校教育課)
 - ・ 活動の自粛を要請していた事業所に対して、業務再開の時期について検討し、通知する。(産業振興部商業労働課、同観光振興課 同産業支援室企業振興課)
- ◆ 行政機能の維持（公共施設、学校を含む）
 - ・ 流行の第2波に備えて千歳市新型インフルエンザ業務継続計画の評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行う。(各部各課等)
 - ・ 業務を継続するために必要な物品の補充を行う。(各施設管理担当課等)

参考

【咳エチケット】

- ・ 咳やくしゃみをする時は、必ず口と鼻をティッシュなどでおおい、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。
- ・ 鼻汁・痰などがついたティッシュは、ビニール袋等に密封して廃棄する。
- ・ 咳やくしゃみをした後は、必ず手をきれいに洗う。
- ・ マスクの使い方をよく読み、正しく装着する。

【国の個人での備蓄物品の例】

①食品（長期保存可能な物を基本とする）

〈主食類〉

米、乾麺類（そば、ラーメン、うどんなど）、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、各種調味料、

〈その他〉

レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品（家庭での保存温度ならびに停電に注意する）、インスタントラーメン、缶詰類、菓子類、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料

②医療品の例

〈常備品〉

常備薬（胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌のものとそうでないもの）解熱鎮痛剤（アセトアミノフェンなど）→薬の成分によってはインフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入時に医師・薬剤師に確認する必要がある。

〈対インフルエンザ対策の物品〉

ウイルス防護用マスク、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）、消毒用アルコールなど

③日用品の例

〈通常の災害時のための物品（あると便利なもの）〉

懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ・携帯テレビ、カセットコンロ・ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチン用ラップ、アルミホイル、洗剤（衣類・食器など）・石けん、シャンプー・リンス保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）、オムツ（乳児用、高齢者用）、生理用品（女性用）、ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）

別 表

防疫体制等に必要な物品の基準は次のとおりとし、必要に応じ見直すこととする。

新型インフルエンザが発生すると、1回の流行の波が数週間から8週間程度といわれているため、8週間対応できる数量とする。

	品 名 等	数 量
1	感染対策防護キット <ul style="list-style-type: none"> ・患者調査班 8週間(56日) × 2人 × 5班 ・消毒班 8週間(56日) × 3人 × 5班 ・患者搬送 想定搬送者数1,016人 × 救急隊員数3人* <p>* 総務省消防庁の感染防止資機材備蓄基準による</p>	4,500
2	N95マスク <ul style="list-style-type: none"> ・患者調査班支援者用 8週間(56日) × 2人 × 5班 ・消毒班支援者用 8週間(56日) × 2人 × 5班 ・患者搬送対応用（発生前後） 8週間(56日) × 3人 × 3隊 ・要支援者に対する対応用 8週間(56日) × 2人 × 10班 × 3回 	5,000
3	プラスチックグローブ <ul style="list-style-type: none"> ・患者調査班支援者用 8週間(56日) × 2人 × 5班 ・消毒班支援者用 8週間(56日) × 2人 × 5班 ・患者搬送対応用（発生前後） 8週間(56日) × 3人 × 3隊 ・要支援者に対する対応用 8週間(56日) × 2人 × 10班 × 3回 	5,000
4	消毒用エタノール (500ml入) <ul style="list-style-type: none"> ・患者宅消毒用 8週間(56日) × 3人 × 5班 × 2本 	1,680